秋田を元気にする緑の覚書

森林は、再生可能な資源である木材を供給するとともに、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など公益的な機能を有しており、人にも環境にも優しい国民共通の財産である。

秋田県の森林は、秋田藩家老渋江政光の遺訓「国の宝は山なり。然れども伐り尽くす時は用に立たず。尽きざる以前に備えを立つべし。山の衰えは則ち国の衰えなり。」に代表されるように、世代を超えて今日に至るまで大切に受け継がれてきた。

本県は、こうした森林が県土の7割を占め、そのうちスギ人工林資源は全国一の規模を誇るとともに、世界遺産の白神山地をはじめ多くの緑濃い山々を抱えており、この豊かな自然と人々の生活が一体となって、豊かな風土が形づくられている。

この先人が守り育ててきた森林を有効に活用し、地域経済の活性化や雇用創出につなげるとともに、森林の有する公益的機能を十分に発揮させつつ、次代に引き継いでいくことが重要である。

とりわけ、本県の豊富な資源を本格的に活用する時代を迎え、林業の成長産業化が期待されており、新たな木材需要の創出や再生可能エネルギーとして注目される木質バイオマスを含む木材の安定供給が急務となっている。

これらの課題に適切に対応するためには、国有林と民有林が一体となって、県産材の利用促進や様々な用途に応じた木材の安定供給体制の整備、更には、その担い手となる林業労働力の確保・育成などに重点的に取り組む必要がある。

このため、秋田県と東北森林管理局は、密接な連携のもとに次の事項に取り組むこととし、森林の活用を通じて「秋田を元気にする覚書」を締結する。

- 1 新たな木材需要の創出と木質バイオマス利用への対応を含めた木材の安定供給 体制の整備
- 2 「秋田林業大学校」を核とした林業就業者等の確保・育成の推進
- 3 適切な森林の整備・保全等を通じた森林の多面的機能の発揮
- 4 その他林業の成長産業化に向けた取組

平成26年 9月 4日

秋田県知事

東北森林管理局長